

青森県教育委員会第859回定例会会議録

1 期 日 令和2年8月5日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時20分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

議案第1号 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針の改定について・原案決定
議案第2号 市町村立学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第3号 市町村立学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第4号 県重宝及び県無形民俗文化財の指定について・・・・・・・・原案決定
そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

- ・出席者の氏名
和嶋延寿（教育長）、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴
- ・欠席者の氏名
なし
- ・説明のために出席した者の職
田中教育次長、三戸教育次長、古川教育政策課長、早野教職員課長、佐藤文化財保護課長、仁和高等学校教育改革推進室長
（※新型コロナウイルス感染症対策のため関係者のみ出席）
- ・会議録署名委員
豊川委員、杉澤委員
- ・書記
西野数馬、藤田真希也

7 議 事

議案第1号 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針の改定について

（田中教育次長）

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針の改定について御説明する。

「1 基本方針の改定に係る経緯」であるが、基本方針の改定に当たっては、県内の有識者で構成する「青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針検証会議」から提出いただいた報告書や国の制度改正等を踏まえながら検討を重ね、去る6月3日に基本方針（改定案）を公表した。その後、「2 パブリック・コメント及び地区懇談会の状況」にあるとおり、これらの機会を通して、基本方針（改定案）に対する県民の皆様の御意見を伺ってきたところであり、前回の定例会では、いただいた御意見のうち主なものを御報告したところである。「3 基本方針（改定案）の修正内容等」であるが、児童・生徒数の時点修正のほか、県民の皆様の御意見や前回の定例会での意見を踏まえた修正等を行うこととし

たので、この後、御説明する。「4 今後のスケジュール」であるが、令和3年度の第2期実施計画策定に向け、地区意見交換会を開催し、各地区の具体的な学校規模・配置等について、地域の方々から御意見を伺うこととしている。

それでは、基本方針（改定案）の修正内容等について御説明するので、参考資料の1ページを御覧いただきたい。

1の「はじめに」の項目については、基本方針（改定案）に関するパブリック・コメント及び地区懇談会が終了したことから記載内容を修正したものであり、現在のように変化の激しい時代にあっても、未来を担う子どもたちが夢や志の実現に向けて成長することができるよう、より魅力ある高校づくりに取り組むことなどを記載している。

次のページを御覧いただきたい。

2の「第1 計画策定の趣旨」の項目は、中学校卒業生数の推移について最新のデータを基に改めて推計したものである。

次のページを御覧いただきたい。

3の「第3 学校規模・配置の方向性」の項目については、地区懇談会における意見や、前回の定例会において教育委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、「地域校への対応」について修正を加えたものである。参考資料の4ページ以降は、パブリック・コメント及び地区懇談会で県民の皆様からいただいた全ての御意見と、その御意見に対する県教育委員会の考え方をまとめた資料となっており、教育委員の皆様には事前に御確認いただいたところであるが、今回の修正に関する部分について改めて御説明するので、11ページを御覧いただきたい。

第1期実施計画においては、1学級規模の地域校を4校配置したところであるが、いずれも入学者数が2年間継続して20人未満となっており、3校が募集停止、1校が募集停止に向けた協議中となっている。このような状況を踏まえ、地区懇談会では40番から42番までにあるように地域校の募集停止を懸念する御意見や、44番になるが、地域校の存続に向け、学校と市町村が連携できるようサポートしていく必要があるといった御意見をいただいたところである。これらの御意見に関し、前回の定例会では、教育委員の皆様から「県教育委員会としても、地域校の活性化に向け、学校と地域の連携を促すことが必要である。」といった御意見や、「通学環境に配慮して意図的に配置する地域校については、とりわけ学校と地域等が連携した取組が必要である。」といった御意見をいただいた。このことを踏まえ、基本方針（改定案）を修正し、地域校の活性化に向けた対応として、学校と地域等が一体となった検討を促していく旨を明記したいと考えている。基本方針（改定案）からの修正点に関する説明は以上となる。この他にも、基本方針（改定案）の修正を求める御意見をいただいているので、それらの御意見に対する考え方について、主なものを御説明する。

参考資料の4ページにお戻りいただきたい。

1番の御意見は、現行の基本方針に新たなことを追加すべきではないとの趣旨であるが、高校教育改革の推進に当たっては、社会の急速な変化等に対応し、生徒の夢や志の実現に向けた高校教育の充実に資するため、その成果や有効性について継続的に検証することとしている。このことから、基本方針検証会議を設置し、基本方針改定の必要性等について検討いただいたものであり、第2期実施計画の策定・推進に向け、基本方針検証会議からの提言等を踏まえた見直しが必要であると考えている。

次に、3番の御意見は、「重点校」という名称の変更を求めるものであるが、基本方針検証会議からは、重点校及び拠点校における連携に係る積極的な周知や体制づくりを進めるよう提言いただいております。また、前回の定例会においても、重点校及び拠点校の役割が県民に伝わるよう、取組を周知していくべきといった御意見をいただきました。これらを踏まえ、「重点校」等の名称は引き続き使用することとし、重点校や拠点校の連携について更なる周知に努めたいと考えています。

13ページを御覧いただきたい。

61番の御意見は、全国からの生徒募集の導入に当たり、地域と連携した特色ある教育活動を進める必要があるとの観点から、「地域と連携した特色ある学校で全国からの生徒募集を導入する」ことを基本方針に明記すべきとの趣旨となっている。このことについて、全国からの生徒募集については、地区懇談会やパブリック・コメント等において導入に好意的な意見が多かったことを踏まえ、前回の定例会では、導入に向けて検討を進めるべきといった御意見をいただきましたことから、第2期実施計画の開始年度である令和5年度以降の導入を目指し検討を進めたいと考えています。一方で、導入することにより、県内の生徒の入試環境に影響がある可能性もあるため、今後、地区意見交換会等を活用し、導入方法や対象校等に関する県民の皆様の御意見を伺いながら、慎重に検討を進めたいと考えています。基本方針の改定に関する説明は以上となります。

最後に、地区意見交換会の概要について御説明するので、参考資料の16ページを御覧いただきたい。

まず、「1 目的」であるが、地区意見交換会は、第2期実施計画の策定に当たり、あらかじめ地域の学校教育関係者等から意見を聴取するために、県内6地区に設置するものである。「2 組織」は、学校教育関係者、PTA関係者、産業界関係者等を委員とし、また、地区内の全ての県立高校長及び関係特別支援学校長をオブザーバーとする予定である。なお、今回の地区懇談会でいただいた御意見等を踏まえ、第1期実施計画策定時の委員構成を一部見直し、元県立高校長、産業界関係者の人数を1名ずつ増やすとともに、新たに私立高校長を1名加えることを予定している。「3 開催時期等」について、地区意見交換会は各地区で3回程度の開催を予定しており、開催時期は、御覧のとおりである。また、会議は公開とし、開催に当たっては県教育委員会のホームページ等により周知を図ることとしている。また、地区意見交換会では、「4」にあるように、各地区の中学校卒業生数及び県立高校の募集学級数の見込みを示し、具体的な学校規模・配置等の検討を進めることとしている。中学校卒業生数は、本年5月1日現在の児童・生徒数に基づき推計したものであり、また、募集学級数は各地区の進学率や他地区との流出入等の要素を考慮して推計したものとなっている。太枠で囲んでいる部分になるが、第2期実施計画期間中に、県全体では、中学校卒業生数が981人減少、学級数が19学級減少する見込みとなっている。なお、地区意見交換会においては、第2期実施計画以降の中学校卒業生数の減少等も考慮しながら、見通しを持って検討していただくため、更に5年後となる令和14年度における推計値についても、参考として示すこととしている。

(中沢委員)

全国からの生徒募集の早期の導入を求める意見もあるようだが、事務局が導入時期を令和5年度以降としている理由について確認したい。

(仁和高等学校教育改革推進室長)

全国からの生徒募集の導入については、県内生徒の入試環境に影響する可能性もあることから、地区意見交換会等の機会を活用し、具体的な導入対象校等については県民の皆様から意見いただき検討を進める必要があると考えている。また、他県の事例では、県外生徒の受入れに関する生活環境の整備や魅力ある教育活動等について、高校と地元市町村が協働することにより、県外生徒の確保に努めているとのことであり、本県においても高校が所在する市町村等と連携しながら検討を進めるためには一定の期間を要するものと考えている。全国からの募集について、中学生とその保護者への周知期間の確保する観点からも導入までは一定の期間を要するため、令和5年度以降の導入を想定している。

(中沢委員)

全国からの生徒募集の導入は、市町村と連携しながら検討を進めるため、一定の検討期間が必要であることは理解したが、県民が好意的に受け止めていることを踏まえ、令和5年度以降のできるだけ早い時期に導入できるように検討を進めてほしい。また、今後の具体的な検討に当たっては、地区意見交換会において県民の意見を伺う以外にも、機会を捉えて高校が所在する市町村長等の意向も確認しながら進めてほしい。

(杉澤委員)

基本方針（改定案）からの修正箇所について、地域校の活性化に向けて、学校と地域等が一体となった検討を促すことは、県教育委員会として必要なことであると思うため、基本方針に盛り込むことには賛同する。今後の重要な視点として、まずは第1期実施計画の評価をしっかりと行うべきである。特に地域校に関しては6校中3校が募集停止となり、1校が募集停止に向けて協議を進めている状況である。これまでも地域校では、様々な活動を通して入学者数の確保に向け努力しているが、人口減少による入学者数の減については困難な問題でもある。このような問題もある中、学校と地域等が一体となった検討を促すという点について、現時点において、事務局ではどのような取組を想定しているか伺いたい。

(仁和高等学校教育改革推進室長)

他県では、小規模校の活性化に向けた検討を進めるための協議会を設置した上で、学校関係者、PTA関係者、市町村関係者等が協力し、地元小中学校や地域と連携した特色ある取組、通学利便性の向上に向けた取組等を検討している事例がある。このような事例を参考に、本県においても、例えば、地域校の所在市町村と県教育委員会が協力して同様の協議会を開催するなど、学校と地域の関係者等が一体となり、地域校の活性化に向けた方策を検討する機会を設けるといった取組が考えられる。具体的な取組の内容については、他県の事例を参考とし、地域等と連携しながら検討していきたい。

(杉澤委員)

学校の活性化を図るための検討には一定の期間を要すると思われる。今後、具体的な取組を検討する際には、その点も考慮しながら進めてほしい。

(野澤委員)

人口減少の中で地域校の活性化は、非常に難しい問題である。今回の改定において、「地域校の活性化に向けて、教育環境の充実を図るため、学校と地域等が一体となった検討を促します。」と文言が加わったことは非常に大きな意味があるものとする。地域において限界があるのであれば、県教育委員会としてサポートするという姿勢が大事である。学校の特色や魅力づくりについては、地域と共有して作っていくことが大切であるため、繰り返しとなるが、地域校の活性化に向けて県教育委員会はサポートしていただきたい。

(町田委員)

第2期実施計画については、令和3年度中に策定する予定とのことだが、具体的な策定期間については、中学生の進路選択への影響も考慮して検討する必要があると考える。事務局では、第2期実施計画の策定期間について、現時点では来年度のいつ頃を想定しているのか伺いたい。

(仁和高等学校教育改革推進室長)

県立高校の募集人員については、例年10月下旬に翌年度分を決定・公表しており、平成30年度以降は、中学生の進路選択に配慮するため、翌々年度分の見込みを含めて公表しているところである。このことを踏まえると、例年の募集人員公表時期に照らし、令和3年度の秋頃を目途に第2期実施計画を策定する必要があると考えている。なお、第2期実施計画（案）の公表時期については、今後の地区意見交換会における協議状況等を踏まえながら検討したい。

(豊川委員)

第1期実施計画においては、西北及び上北地区の統合により金木高校、鶴田高校、板柳高校、十和田西高校及び六戸高校が募集停止され、数十年の歴史を持つ高校がなくなるといって市や町にとって大変大きな問題となった。今回の基本方針の改定で「学校と地域とが一体となった検討を促します。」と明記されたことの意味を地域の方々にしっかりと説明することが求められることから、現段階において事務局ではどのようにサポートしていくのか、詳細に説明していただきたい。

教育は教育委員会だけの問題ではない。将来を担う子どもたちを育てるということは、地球人類のため、地域社会みんなのためであること、また、人口衰退を食い止められる方策は産業繁栄であることから、地区意見交換会の委員構成は教育関係者だけではないように委員構成を慎重に行っていただきたい。第1期実施計画の地区意見交換会より更に幅広い意見をいただけることを期待している。第1期実施計画策定時には、実施計画（案）公表時に「唐突である。」といった意見をいただいたと記憶している。事務局では、地区意見交換会における協議の状況について、教育委員会会議で随時報告するとともに、各地区にも協議状況が伝わるよう機会を捉えて広報に努めていただきたい。

(仁和高等学校教育改革推進室長)

地元小中学校を含む地域と連携した教育活動の推進、あるいは通学利便性の向上については、先ほど説明したところであるが、それ以外に例えば、高校生の学力向上に向けた取

組や特色ある教育活動の展開、部活動の活性化、高校に関する広報の充実など様々考えられる視点があるため、関係者等と相談しながら考えていきたい。

地区意見交換会の構成については、第1期実施計画策定時より3名増員している。増員した内訳として、元県立高校長、私立高校長、産業界の委員を増やしており、地区の様々な意見を聞きたいと考えている。

(豊川委員)

地区の意見交換会については、会議時間にこだわらず、各委員から複数の意見を述べてもらうよう配慮していただきたい。

(野澤委員)

基本方針を改定した後、具体的な取組を示す第2期実施計画策定に向け、地区意見交換会を開催し、意見を伺いながら検討を進めていくことになるが、実施計画の内容について教育委員会会議ではどのように議論を進めるのか確認したい。

(仁和高等学校教育改革推進室長)

9月から2月頃にかけて地区意見交換会を開催し、学校規模・配置、全国からの生徒募集等の具体的な取組について意見交換した上で、それぞれの地区意見交換会における主な意見をまとめ、年度内に提出いただくことを予定している。地区意見交換会終了後は、改定後の基本方針、地区意見交換会における主な意見等を踏まえながら、教育委員会会議において、第2期実施計画の項目ごとに、具体的な取組の方向性について、教育委員の皆様を検討していただいた上で、第2期実施計画(案)としてとりまとめ公表したいと考えている。その後、パブリック・コメントや地区懇談会を通して、更に県民の皆様から御意見をいただき、その意見に対する県教育委員会の考え方を整理しながら、計画(案)修正の必要性等を検討していただくことを想定している。

(町田委員)

第2期実施計画の策定に当たり、地区意見交換会の検討状況も含めて県教育委員会の取組を県民に広く知っていただく必要があると思っている。これまでも、工夫しながら周知していると思うが、第1期実施計画策定時には唐突であるとの意見があったことから、今回の基本方針の改定により、第2期実施計画がどのような方向性となるのか、何がどのように変わるのかといった点等について、分かりやすく県民に伝える必要があると思うが、事務局ではどのように取り組んでいくのか伺いたい。

(仁和高等学校教育改革推進室長)

今回の基本方針の改定については、基本方針検証会議からの提言を踏まえ、重点校・拠点校・地域校の配置、学校規模の標準を踏まえた計画的な学校規模・配置といった基本的な考え方を踏襲した上で、地域校の活性化に向けた対応や全国からの生徒募集の導入といった新たな要素を取り入れたものとなっている。県民に分かりやすく周知するため、改定のポイントとなる点については、基本方針の概要版に明記したところであり、今後は、県教育委員会が発行している広報紙も活用しながら基本方針の改定について周知を図る予定としている。広く県民に分かりやすく周知できるよう取り組んでいきたい。

(町田委員)

保護者の皆様に当事者意識を感じ取ってもらえるよう、分かりやすく周知をしていただきたい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号は原案のとおり決定する。

今後、地区意見交換会における県民の皆様の意見を確認していく必要があるため、事務局では、随時、地区意見交換会の状況を教育委員会会議で報告すること。

議案第2号 市町村立学校職員の人事について (非公開の会議に付き記録別途)

議案第3号 市町村立学校職員の人事について (非公開の会議に付き記録別途)

議案第4号 県重宝及び県無形民俗文化財の指定について

(佐藤文化財保護課長)

令和2年7月13日に開催された青森県文化財保護審議会において、県重宝として絵画「紙本著色弘前八幡宮祭礼図巻」を、県無形民俗文化財として「関の念仏舟」を指定することが適当であるとの答申があったため、提案するものである。詳細は、参考資料の17ページを御覧いただきたい。

まず、「紙本著色弘前八幡宮祭礼図巻」は、弘前八幡宮の祭礼の様子が描かれた全5巻からなる絵巻物で藩のお抱え絵師今村家四代養淳によって描かれたと伝えられている。絵画自体の完成度が高く、江戸時代後半の祭礼図巻として評価でき、県内に残る祭礼行事図巻として最良、最長のもので、しっかりとした描写と精密な情報から、絵画史、民俗学、近世史各方面から貴重な作例と言える。また、文字だけでは分かりにくい町印や山車の形状、行列の人物や衣装、持ち物が詳細に描かれ、祭礼全体の様子を伺える点でも貴重であり、県重宝に指定し、永く保護すべきものと考えている。

参考資料の20ページを御覧いただきたい。

「関の念仏舟」は、深浦町関地区で行われている新仏供養の行事であり、亡くなった人の人形などを舟に乗せて海に流すもので、8月20日に行われている。昭和12年発行の『東北の民俗』によると、200年ばかり前、漁船が暴風に遭遇して多数の人が亡くなり、これらの霊を慰めるためにこのような行事が行われたことが伝えられている。似たような行事は、岩手県や秋田県等でも見られるが、これらは送り盆の先祖供養や疫病等を流すためのものと考えられており、東日本以北では新仏供養の事例が少なく貴重な行事である。

現在、青森県内では関地区だけに残されており、消滅の危機にあることから、指定し、永く保護すべきものと考えている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号は原案のとおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(早野教職員課長)

7月に行った職員に対する懲戒処分2件のうち、社会的影響が大きい事案である事案2について、その概要を御説明する。この事案は、下北地域市部以外の中学校教諭が、令和元年12月24日、酒気を帯びた状態で自動車を運転したものであり、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。なお、本事案は、処分後速やかに公表を行っている。

(教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図ってきたが、酒気帯び運転が発生したことは、極めて遺憾であり重く受け止めている。このため、改めて、教職員の服務規律の確保について指導を徹底するよう、処分を行った7月16日に市町村教育委員会及び県立学校へ通知したところである。県教育委員会としては、今後とも、関係機関と連携し、教職員の服務規律の厳正な確保に取り組み、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図っていく。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。

職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。